

## Ⅱ 組織的な安全管理体制の構築

## Ⅱ

食物アレルギーへの対応を適切に行うためには、まず安全管理について組織体制を整備することが必要です。

体制整備は施設管理者が自らの責任において行う必要があります。

- 1 食物アレルギー対応委員会を設置します。  
↓
- 2 各職員の役割分担を決めます。  
↓
- 3 誤食事故及びヒヤリ・ハット事例が発生した場合は、  
検証して再発防止策を講じます。

## What

何を？

## 1 食物アレルギー対応委員会を設置します。

## Why

なぜ？

- ・ 重大な健康被害が発生する可能性があるため、施設管理者などを責任者とし、職員全員が知らないとは適切に対応することができません。
- ・ 組織的に対応することは、緊急時の対応を確実にを行うために必要なだけでなく、個々の職員が慌てずに対応できることにもつながります。
- ・ そのためには、アレルギー対応の中核となる組織が必要です。

## Who

だれが？

施設管理者（園長など）

## How

どうする？

## &lt;食物アレルギー対応委員会が行うべきこと&gt;

## ● 基本方針を策定します。

「食物アレルギー対応の原則」に基づいた基本方針（給食やおやつ提供のルール、情報の把握から取組の流れ、危機管理の在り方など）やそれに基づくマニュアルの策定

## ● 情報を集約し、対応を協議・決定します。

- ・ 食物アレルギーのある子供の把握
- ・ 医師からの情報収集（保護者から提出された保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表など（以下、「生活管理指導表」とする。））（P76 様式1の解説参照）
- ・ 保護者からの情報収集（面談）
- ・ 個別取組プランなどの作成

## ● 危機管理体制を構築します。

- ・ 初発\*の発生を防ぐ。（施設で「初めて食べる」ことを避ける。）
- ・ 個別取組プランなどを職員全員へ周知徹底する。
- ・ 医療機関や消防機関などの関連機関との連携（主治医・嘱託医との情報共有や、対応について不安がある場合に助言を求めるなど）
- ・ 緊急時に備えた対応訓練の実施
- ・ 施設内外の研修への参加
- ・ 事故及びヒヤリ・ハット情報の共有と改善策の検討

※ 初発とは、原因食物と診断されていないが、その食物を食べたことで初めて症状を呈すること

## ● 食物アレルギー対応委員会は定期的開催する必要があります。

## 「食物アレルギー対応委員会」の主なメンバー

- ・ 施設管理者（園長など）
- ・ 担任、主任保育士
- ・ 看護職員・保健衛生の担当者
- ・ 栄養職員（管理栄養士、栄養士など）・調理責任者

## ◆ 小規模施設や家庭的保育の場合は

委員会の設置が難しければ、万一の事故の発生に備え、個人の判断ではなく、嘱託医や行政の主管部署などにも相談しながら対応方針や具体的な対応を決めましょう。

What  
何を？

## 2 各職員の役割分担を決めます。

Why  
なぜ？

- 各職員がそれぞれの役割を認識し組織的に対応することで、あらかじめ定めた対応方針を確実に実施することができます。

Who  
だれが？

施設管理者を中心とする職員全員

How  
どうする？

| 職種                                 | 主な役割   | 保護者との面談 | 対応委員会          | 個別取組プランの作成時に担当する分野                          |
|------------------------------------|--|---------|----------------|---|
| 施設管理者<br>(園長など)                    | <b>統括責任者</b><br>○「食物アレルギー対応委員会」の設置<br>○「個別取組プラン」の最終決定<br>○職員全員への「個別取組プラン」の周知徹底 | 参加する    | 参画する           | ・全体調整                                       |
| 栄養職員<br>(管理栄養士、<br>栄養士など)<br>調理責任者 | <b>安全な食物アレルギー対応食の提供</b><br>○給食やおやつへの対応   | 参加する    | 参画する           | ・給食やおやつ                                     |
| 看護職員・保健衛生<br>の担当者                  | <b>子供の健康状態の把握と情報の集約<br/>嘱託医、主治医との連携</b><br>○食物アレルギーのある子供の調査、把握<br>○誤食事故時の対応の中心 | 参加する    | 参画する           | ・食物アレルギーの状況<br>(重症度など)<br>・持参薬の管理<br>・緊急時対応 |
| 担任                                 | <b>保育活動での配慮</b><br>○子供が安全に活動ができるよう配慮<br>○食育を通じた食物アレルギーに関する教育                   | 参加する    | 参画する           | ・食物・食材を扱う<br>活動時の注意<br>・運動                  |
| 上記以外<br>の職員                        | <b>保育活動での配慮</b><br>○子供が安全に活動ができるよう配慮<br>○食育を通じた食物アレルギーに関する教育                   | —       | 必要に応じて<br>参画する |   |

- 各職員はそれぞれの役割（職種）を十分に認識し、研修などを通して担当分野の能力を高めます。
- 施設により勤務する職種が異なりますので、施設管理者が各々の役割を調整します。
- 緊急時対応は職員全員が対応できるようにします。

## What

何を？

### 3 誤食事故及びヒヤリ・ハット事例が発生した場合は、検証して再発防止策を講じます。

## Why

なぜ？

- ・ 誤食事故やヒヤリ・ハット事例が発生した場合は、施設全体の問題としてとらえ、原因や背景・問題点を分析し、再発防止に取り組む必要があります。
- ・ ヒヤリ・ハット事例を共有することは、事故予防の第一歩になります。

## Who

だれが？

施設管理者

## How

どうする？

- 誤食事故やヒヤリ・ハット事例は全て施設管理者に報告します。
- ヒヤリ・ハット事例は軽微なものも含みます。
- 速やかに対応委員会を開催し、発生状況及び原因・問題点などを分析・検証し、再発防止策を講じます。

#### <検討する主な事項>

- ・ 発生状況
- ・ 対象の子供の状態
- ・ 対応内容
- ・ 保護者への対応
- ・ 原因・問題点
- ・ 再発防止策（確認の徹底やマニュアルの見直しなど）



参考様式2 「食物アレルギー 事故やヒヤリ・ハット 検証様式」(P89)

- 職員全員で再発防止策を共有します。
- その後、再発防止策が実際に機能しているか評価します。

#### ◆ 事故やヒヤリ・ハット情報の報告について

国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」により、認可保育所や認可外保育施設、幼稚園などでは、重大事故(死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病)が発生した場合には速やかに区市町村に報告することが義務づけられています。

上記以外の事故やヒヤリ・ハット事例については、各自治体の方針に従って主管部署に報告します。(情報共有することにより、他の施設の事故予防にもつながります。)